

## 第28条

## 削除

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、削除〔昭和59年条例第55号〕

本条は、従前、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、飲食店その他これらに類するもの、劇場等、百貨店又はマーケットで使用する造花、その他の装飾用品で難燃性でないものは、防火処理を施さなければならないという防火処理について規定していた。本条は、昭和36年11月制定の火災予防条例準則に規定されたことにより、昭和37年9月に全部改正した札幌市火災予防条例に規定されたものである。その後、昭和43年6月の法改正で、防火対象物（①政令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（12）項ロ及び（16の3）項に掲げる防火対象物（政令第4条の3関係）、②建築物（都市計画区域外のもっぱら住居の用に供するもの及びこれに附属するものを除く。）、③プラットホームの上屋、④貯蔵槽、⑤化学工業製品製造装置、⑥③及び④に類する工作物（以上省令第4条の3関係）をいう。）において使用するどん帳、カーテン、展示用合板等の防火規制が新たに示されたことにより、昭和48年1月改正の火災予防条例準則から削除されたものであり、さらに昭和53年11月の政令改正により床敷物も防火規制の対象になるなど、法が整備され現行法で対応できることとなった。このため、昭和59年に条例を改正し、現在、当該条文は「削除」となっている。

なお、「削除」とはなつたものの、第28条については「第28条 削除」として残している。これは、法令改正の事務処理ルールによるものである。ある法令の一部をないものとする改正をする場合、改めたい部分を跡形もなく消し去るときに用いられるのが「削る」であり、改めたい部分の条名、号名をそのままにしておきたいときに用いられるのが「削除」である。法令においては、条名を欠番にしておくことは事務手続き上あり得ないので、その条が法令の最後の条である場合及び枝番の最後の条である場合以外に、例えば「第28条を削る」としたときは、後の条を順次繰り上げる作業が必要になる。後の条を繰り上げ、その条名が変わると、その条項を引用していたほかの法令についても全て改正作業が必要になることが想定される。そうなると、改正作業が非常に煩雑になり、改正漏れが生じ、当該法令を運用する行政機関において誤った指導をすることが予想され、当該法令を順守する国民、市民の生活にも多大な影響を及ぼす可能性がある。よって、このような場合には、「第28条 削除」のように廃止する条項が欠番にならないようにその形骸（けいがい）だけは残すようにしている。この方法で改正した場合は、ほかの法令、条項に影響を与えることはなく、市民生活に混乱を生じさせることもなくなるのである。